

岐阜市公共下水道の特別使用許可に関する取扱要綱

平成4年4月1日決裁

平成7年4月1日改正

平成10年11月1日改正

平成14年10月1日改正

平成15年2月1日改正

平成17年4月1日改正

平成18年1月1日改正

平成20年4月1日改正

平成27年6月4日改正

令和3年3月17日改正

令和7年11月26日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市下水道条例（昭和36年岐阜市条例第35号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する特別使用許可について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1項第7号に規定する供用開始区域をいう。
- (2) 区域外排水施設 排水区域外の汚水を公共下水道に流入させるために設ける排水施設で、道路に属する部分の管渠及びマンホールをいう。
- (3) 基本計画区域 岐阜市公共下水道基本計画に定める計画区域をいう。

(申請)

第3条 特別使用許可を受けようとする者は、岐阜市下水道条例施行規程（昭和36年岐阜市水道部管理規程第3号）第5条に規定する公共下水道の特別使用許可申請書（様式第6号）に次に掲げる必要書類を添付し、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 特別使用に係る土地の申告書（様式）
- (2) 申請箇所位置図
- (3) 排水設備図
- (4) 字絵図の写し
- (5) 土地の登記簿謄本

(許可基準)

第4条 管理者は、条例第7条第1項の規定による特別使用許可を受けようとする者の所有又は

管理する土地及び建物が、次の各号に該当する場合は許可することができる。

- (1) 公共下水道の管渠、ポンプ場及び処理場の能力及び機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 公共下水道の維持管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 特別使用に必要な区域外排水施設の築造が技術的に可能であること。
- (4) 各処理区において、基本計画区域外から流入する全ての汚水量の合計が、計画処理汚水量と計画日最大汚水量の差の範囲内であること。

(協議又は届出)

第5条 管理者は、流域関連公共下水道においては、木曽川右岸流域下水道維持管理要綱（平成3年4月1日決裁）第11条又は第12条の規定により、流域下水道管理者に協議又は届出なければならない。

(許可の期限)

第6条 特別使用の許可期限は、申請に係る排水設備の設置場所の属する地域が下水道法第9条第1項の規定により供用開始の公示がされる日までとする。

(受益者負担金相当額の納付)

第7条 特別使用許可を受けた者は、岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年岐阜市条例第21号。以下「負担金条例」という。）第5条に規定する受益者負担金に相当する額（以下「受益者負担金相当額」という。）を納付するものとする。

2 前項の規定により、受益者負担金相当額を納付した当該土地が負担金条例第7条に規定する賦課対象区域となったときは、当該受益者負担金相当額を受益者負担金に充当し、過不足があるときはこれを清算する。

(受益者負担金相当額の取扱い)

第8条 受益者負担金相当額の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地の認定については、特別使用許可した施設又は建物の用に供している土地とする。
- (2) 受益者負担金相当額は、管理者が指定する期日までに一括にて納付しなければならない。
- (3) 受益者負担金相当額の減免については、負担金条例を準用するものとする。

(排水施設築造に係る費用負担)

第9条 管理者は、特別使用を要する施設として、区域外排水施設を築造する場合で、当該施設を築造する区域が都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により、市街化区域又は用途地域、市街地開発事業、地区計画等が決定され、下水道法第4条第1項に規定する事業計画を定めるべき区域と認めたときは、当該事業計画の策定前に、排水施設の築造に係る費用を負担することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
(柳津町の編入に伴う経過措置)
- 2 柳津町の編入の日前に、柳津町公共下水道特別使用許可要綱（平成10年7月31日決裁）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年11月26日から施行する。

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申告者 住所
氏名

土 地 所 在 地			地 積		備 考
大 字	字	地 番	(㎡)		
地 積 合 計					